

唾液PCR検査について

鼻咽頭PCR検査と唾液PCR検査の検体採取法のちがいと検査可能な期間

これまでの採取方法



これまでの採取方法に加え、
唾液による検査を追加



【対象者】発症後9日目までの有症状者

- ◆検体採取する際、患者と接触しなければならず、感染防止対策が必要
- ◆医療専門職しか採取できないため、採取効率に限界
- ◆採取の際に患者が苦痛を感じる恐れ

- ◆患者と医療従事者が接触せず、検体を採取することが可能となり、**感染リスクが大幅に低減**
- ◆患者自身が唾液を採取するため、容易に採取が可能となり、**検査効率改善が期待**

検査の対象者		PCR検査（LAMP法含む）		抗原検査（定量）		抗原検査（簡易キット）	
		鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液
有症状者 (症状消退者含む)	発症から9日目以内	○	○	○	○	○（※1）	×（※2）
	発症から10日目以降	○	×	○	×	△（※3）	×（※2）
無症状者		○	×→○ (7月17日～)	○	×→○ (7月17日～)	×（※2）	×（※2）

※1：抗原検査（簡易キット）については、発症2日目から9日目以内

※2：検査メーカーにおいて有症状唾液については大学と共同研究中、無症状者については共同研究予定。

※3：使用可能だが、陰性の場合は鼻咽頭PCR検査を行う必要あり

- 今般、都内において無症状者を対象に新型コロナウイルスにかかる検査を行ったところ、唾液を用いたPCR検査、LAMP検査及び抗原定量検査と、鼻咽頭ぬぐい液PCR検査を比較し、高い一致率を確認することができた。
- 厚生科学審議会感染症部会において、上記結果をもとに協議を行った結果を踏まえ、無症状者（空港検疫の対象者、濃厚接触者等）に対して唾液を用いたPCR検査、LAMP法検査及び抗原定量検査を活用することを可能とする。

令和2年7月17日

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策推進部